

「昭和十八年 新聞紙処分簿」に見る 一九四三年鳥取地震と検閲

田 中 やよい

はじめに

近年、大規模災害の続発によって、過去に発生した災害に関する記録が注目されるようになり、そのなかで、災害をめぐる記録のありかたについての検討が行われつつある。筆者は、二〇一二年から二〇一六年にかけて鳥取県立公文書館に在職し、一九四三年九月一〇日に発生した鳥取地震（以下、一九四三年鳥取地震）について、『特別企画展「鳥取大震災の記録」』（地震発生七〇年となる二〇一三年に開催）の企画に関わり、調査研究を行う機会を得た。

その際に、災害史等の先行研究において、一九四三年鳥取地震は「戦時下（一九四一～一九四五年）の災害」に位置づけられ、「現存する資料が少ない」「戦時下の報道管制

によって不明な点が多い」とされていることを知った。この地震については、地震発生の一年後の一九四四年九月に、鳥取県が『鳥取県震災小誌』を発行しており、つぎのような概要が知られてきた。

一九四三年鳥取地震は、一九四三年九月一〇日午後五時三六分に、鳥取県東部（気高郡鹿野町）を震源として発生した地震である。鳥取市を中心にマグニチュード七・二、震度六を記録しており、その被害は、死亡者一、二一〇人（行方不明者二六人を含む）、負傷者三、八六〇人、全壊家屋一三、二九五戸、半壊家屋一四、一一〇戸におよんだ。地震の発生が夕食を準備する時間帯と重なり、倒壊家屋から火災が発生している。この火災による被害は全焼家屋二八七戸、半焼家屋一〇戸である。さらに、翌九月一日

夜は豪雨となり、倒壊家屋の浸水や負傷者收容テントの水没などが起きた。死亡者の大半が家屋倒壊による圧死であり、被害の大きかった地域は、人家などの密集した鳥取市街地、次いで気高郡内の鹿野町、大正村、湖山村などである。局所的な被害としては、岩美郡小田村（現、岩美町小田）の岩美（荒金）鉱山で沈殿ダムが決壊し、死亡者六一名を出した事例がある。この六一名のうち二六名は発見されておらず、震災における行方不明者二六名として記録されている。被害総額は、当時の金額で一億六千万円と算出されている。ただし、ここにはインフラ関係（鉄道、電信、電話、水道、電気等）の被害額は含まれていない。

こうした記録をもとに、改めて資料調査を進めていった結果、新聞や一般雑誌、専門雑誌、公文書等の記録資料が予想外に多く残されていることが分かった。さらに、記録資料の収集、検討を通して、それぞれの記録、共有、発信する範囲が異なるものであり、また、内容の詳細な検討がなされていない記録資料も多いことがわかった。

このことから、一九四三年鳥取地震の記録資料をめぐる課題として、現存する資料の量の問題とともに、記録・共有・発信などの範囲の異なり（≡資料の位相の違い）に注目した資料内容の分析が必要であると考えた。また、それによって、戦時下において災害記録がどのように残され、当時の

社会においてどのように発信され、共有されていたかについて論じていきたいと考えている。

本稿は、その基礎作業として内務省警保局検閲課の作成した「昭和十八年 新聞紙処分簿」について検討する。この資料には、一九四三年鳥取地震を報じた新聞記事の検閲が記録されている。冒頭に述べたように、報道管制（検閲）は、「戦時下の災害」の特徴の一つであるとされており、また、「資料が少ない」ことの理由の一つであるともされている。そのことを、「昭和十八年 新聞紙処分簿」から具体的に見ていきたい。

一 近代日本の災害史をめぐる研究動向

一一 近代日本の災害史の概要

日本において、日本列島の歴史上の災害を通史的に見ていく「災害史」が成立したのは比較的近年である。それ以前は、個別の災害について発生した地域を中心に記録資料が作成され、また個別の事例研究が進められてきた。災害史に関する代表的な研究としては、北原糸子『日本災害史』（二〇〇六年）、『日本震災史』（二〇一六年）があげられる。これは日本史学の災害に関する記録資料を基本として、学際的な成果を取り入れつつ、日本の歴史上で発生した災害

の通史を構築したものである。北原は、発生した災害の内容と救援の政策などの変化に着目し、近代日本の災害を五期に区分している。ここでは、第一期から第三期までをひと通り見てみる。

まず、第一期は一八八〇年から一九〇〇年代である。磐梯山噴火（一八八八年）、奈良・和歌山大水災（一八八九年）、濃尾地震（一八九一年）、庄内地震（一八九四年）、明治三陸津波（一八九六年）をあげている。これらへの対処として、備荒儲蓄法（一八八〇年：凶作への対応）、震災予防調査会発足（一八八二年）、河川法（一八九六年）、森林法（一八九七年）、罹災救助基金法（一八八九年）などの法整備が行われた。凶作対応であった備荒儲蓄法が、一八九〇年代に濃尾地震等を経て罹災救助基金法（一八九九年）へと転換し、戦中までの災害救助の基本法となった。

第二期は、一九〇〇～一九三〇年である。風水害や火災が多発する時期、都市化の進展による災害規模の拡大傾向、関東大震災の復興において、都市計画・整備、耐震設計への関心が高まった。おもな災害は、関東水害（一九一〇年）、東京湾高潮被害（一九一七年）、関東大震災（一九二三年）、北北馬地震（一九二五年）、北丹後地震（一九二七年）である。関連する法律等としては、都市計画法（一九一九年）、市街地建築物法改正による耐震基準の導入（一九二四年）

などがあげられる。

第三期は、一九三〇～一九四五年である。戦時体制下前半と、戦時体制下後半に分けられる。前半は、昭和三陸津波（一九三三年）を受けて津波防災の対策が始まり、都市では水害によって死者が多数出た。後半は台風、地震による死亡者が多いにもかかわらず、戦時体制によって、国内での大規模災害への対応力が失われことが指摘されている。おもな災害としては、昭和三陸津波（一九三三年）、函館大火、室戸台風（一九三四年）、阪神大水災（一九三八年）、周防灘台風（一九四二年）、鳥取地震、九州・四国台風（一九四三年）、東南海地震（一九四四年）、三河地震（一九四五年）などがある。関連する法律等としては、水害防止協会発足（一九三五年）、国家総動員法（一九三八年）があげられる¹⁾。

北原の区分においては、一九四三年鳥取地震は第三期にあたり、戦時体制によって災害に対する組織的な対応力が失われていた時期に発生したことが分かる。

この時期の災害については、報道を含めた記録がほとんどないこと、被害実態の報道禁止などがあったとの指摘もされている²⁾。これらの研究は、戦時下での報道管制という視点で語られるところに特徴がある。

このほかに、戦時体制下の災害を「防空」との関係か

ら論じた土田宏成の研究がある³⁾。土田は、第一次世界大戦における「空襲」の登場や関東大震災の発生を契機に、一九二〇年代以降「防空演習」が展開されることを指摘した。これは、都市の治安対策として「平時の災害対策」と「戦時の空襲対策」の二つの意味を持っており、鳥取の地震についても「本土空襲が始まる少し前」の発生であることから、被災地に対して「防空」関連の施策が適応されていることを指摘している。

一―二 戦時下災害と検閲について

近年、アジア太平洋戦争期において発生した災害に関する研究が行われている。これは、泊次郎の「東南海地震と新聞検閲 内務省検閲日誌に見る」(二〇〇四年一月 日本災害情報学会 第六回研究大会) などにおいて、内務省警保局検閲課の公文書「勤務日誌」「新聞紙処分簿」が注目され、研究が進められた。代表的なものが木村玲欧「戦争に隠された「震度七」一九四四東南海地震・一九四五三河地震」である。木村は、第一章「地震はいかにして隠されたのか」、第二章「どのように報道されたのか」で、新聞検閲の実態について、特に「勤務日誌」を用いた分析を行っている。

中でも「勤務日誌」において一九四四年東南海地震の発生当日、翌日(一九四四年二月七日、八日)に、新聞社・通信社に対して、地震の報道に規制を加える指導が行われたことに注目している。さらに、地元紙・全国紙の地震報道の頻度、報道の傾向などを分析し、次の点を指摘している。「震災報道は基本的に最終面に掲載された」「記事の大きさはベタ記事(新聞紙面の下方にある一段見出しの記事)が主流である」「数値で表される詳細な被害情報はなく「被害微小」と報道された」「国威高揚のため、叱咤激励や被災者の美談が多く報道された」「被災者への生活支援情報について詳細報道がなされた」「余震の報道や地震に関する啓蒙的報道も報道管制に触れない限りなされた」等である。

これらの指摘は、一九四三年鳥取地震に関する新聞報道についても当てはまる点がある⁴⁾。

ただ、課題がないわけではない。木村の分析は、「検閲の対象となったこと」を重視するあまり、そこで行われる検閲、報道管制とは、原則「あらゆる情報の発信や拡散を禁止する」ものであるという理解にもとづき、新聞記事(全国紙、地方紙)を読み解いている。しかし、「勤務日誌」や「新聞紙処分簿」で検閲対象とされた実際の新聞報道と検閲処分との具体的な関係については、明らかにしていない。

また、新聞報道について「厳しい検閲の枠内で報道された」という理解に立つため、報道の積極的な位置づけは行われていない。しかし、「戦時下の災害」と報道管制の関係を論じるためには、検閲の内容と発行された紙面との比較・検討が必要と考えられる。そこで本稿では、一九四三年鳥取地震について、「新聞紙処分簿」と実際の新聞記事を對比させながら、検閲を経たことで、何が変わったのか。あるいは何を变えようとしたのか。また、それが意味するもの、換言すれば検閲の対象とされたものが何だったのかを検討していきたい。

二 「昭和十八年 新聞紙処分簿」に見る災害情報の検閲

二一 内務省による新聞検閲と「新聞紙処分簿」の

資料的性格

最初に、近代の日本における新聞検閲の概要を確認しておきたい。⁵⁾新聞の検閲は、一九〇九年に制定された「新聞紙法」に基づき、内務省警保局検閲課（一九四〇年二月までは図書課）が行った。⁶⁾新聞検閲は、基本的には新聞発行と頒布の間に行われ、「新聞社：新聞製作」↓「納本（照会）」↓「内務省：記事の検閲」↓「内務省：処分」↓「新聞社：修正・

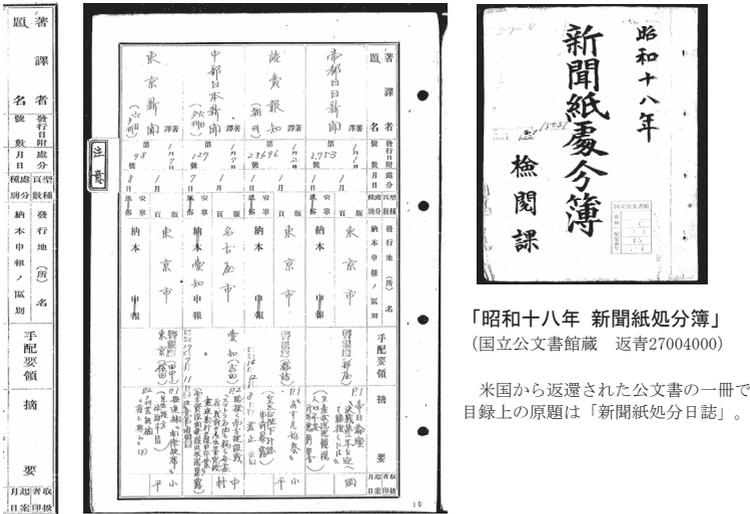
頒布」という流れをたどる。

新聞社で制作された新聞（全国紙）は、発行と同時に二部が内務省、各一部が管轄地方官庁（警視庁、府県警察部）、地方裁判所検事局、区裁判所検事局へ納本される。記事の検閲は、検閲課の係員が行い、実質的な決定は係長が行った。地方で発行される新聞は、各府県の警察部特高課が担当し、必要に応じて検閲課に電話で照会し、その指示にもとづいて対処した。このほかに、発行前に新聞社からの問い合わせに対応する「内閲」も行われていた。

検閲の基準については、一九二〇年代から執務内規として「検閲標準」が設定されたが、これは新聞社に非公開とされた。そのほか、事例集、差止事項や検閲基準を解説する『出版警察報』（定期刊行物）、関係機関の出す通達などがあり、係員はこれらを参照した。

検閲の結果として行われる「処分」については、「削除処分：発禁に該当する部分のみ削除して発行を許可」、「注意処分：新聞社に注意を促して行政処分の代替措置とする」、「また、法規上にはない運用上の事前警告措置として「内務省差止」が行われていた。これは記事差止または掲載制限を決定後、主要新聞・通信社に直通電話で連絡し、その他は府県警察部を通じて示達するというものである。こうした検閲業務に関する公文書として作成されたのが、「勤

〔図〕



「昭和十八年 新聞紙処分簿」
(国立公文書館蔵 返青27004000)

米国から返還された公文書の一冊で
目録上の原題は「新聞紙処分日誌」。

務日誌」「新聞紙処分簿」である。

この内、「新聞紙処分簿」は、検閲対象となった新聞記事を記録したものである。この公文書には、納本または申報（各府県警察部からの報告）の日時、該当記事の場所、処分理由が書かれている。ただし、記述から「内閲」や照会は記録されなかったことが推測される。また、最終的に新聞社へどのような処分が行われたのかは、この公文書からうかがうことはできない。検閲業務の全容を記録したものではないと考えられる。

「勤務日誌」は、検閲課の業務日誌で、その日の主要な発表や、検閲処分方針に関する記録、その日の処分件数などの記録のほか、新聞記事の切り抜きが貼り付けられている。

二二 一九四三年鳥取地震に関わる新聞記事の検討

本節では、一九四三年鳥取地震に関する記述が存在する、昭和一八年分の「新聞紙処分簿」を検討対象とする。

この公文書は、一九四三年一月から同年一二月の間に、検閲によって処分対象とされた記事情報だが、処分内容別、日付順にまとめられたものである（図）参照。この内訳は「禁止処分」（出版禁止）が六三件、「注意処分」が一、

四〇二件である。

記入項目は、「著訳者題名／発行日附号数／処分月日／型種頁数 処分種別／発行地（所）名 納本申報ノ区別／手配要領／摘要／取扱者印／起案月日」となっている。

この内、「著訳者題名」「発行日附号数」「処分月日」「発行地（所）名」は、対象となった新聞紙名、発行日と発行号数、検閲課で処分が行われた日、新聞社の所在市名である。「手配要領」は、警視庁または府県名と名字が記載されており、検閲課に記事をお届けした府県警察部等の担当者名と考えられる。「摘要」は、記事の頁数や記事の見出しの抜粋、括弧書きで処分理由が記載されている。「新聞紙処分簿」全体を見ると、「摘要」に記録される処分理由は、陸海軍不許可記事、軍事動員の暴露、新設工場の暴露、天皇・皇族の写真不鮮明、「楽観論の醸成」などが確認される。なお、実際に記録を確認すると「型種頁数」「処分種別（安寧／風俗）」「発行地（所）名」「起案月日」は記載されていないことが多い。

「新聞紙処分簿」の中で一九四三年鳥取地震に関連する記事は、「注意処分」に記録された一七件が確認できる。本稿では、このうち一般紙の一五件について、「新聞紙処分簿」の記載情報と発行された新聞の該当記事との照合を行った。それをまとめたのが次頁の「表」である。以下、

この「表」にもとづいて、検閲処分の具体的な内容を見ていく。

まず、一五件の概要は次のとおりである。発行日は一九四三年九月二日から同九月一九日までで、地震発生の二日から九日後にまとまっている。対象となった新聞は、読売報知（東京版）、毎日新聞（東京版）、毎日新聞（大阪版）、朝日新聞（東京版）、朝日新聞（大阪版）、神奈川新聞（横浜市）、香川日日新聞（高松市）、西日本新聞（福岡市）、東京新聞（東京都）の九紙である。さらに、「新聞紙処分簿」の「摘要」に記載された処分理由は、次の五点に分けられる。

- ① 「災害記事扱不当」
- ② 「災害記事扱大」⁹⁾
- ③ 「鳥取災害記事の不掲載処分もの掲載」
- ④ 「鳥取災害を扱うものにして発表外の記事」
- ⑤ 「内相出張に飛行機使用暴露」

なお、「新聞紙処分簿」と新聞記事を照合した結果、該当する記事が新聞紙上で確認されない事例も見られたが、本節では、該当記事が確認された事例を見ていく。

まず、①に該当するものとして、「表」(1)読売報知・東

〔表〕「昭和十八年 新聞紙処分簿」の記載情報と発行された新聞の該当記事

紙名	発行日 号数	処分 月日	発行地	届出 方法	届出者	頁数・記事見出し 処分理由	該当 記事	日付 夕/朝刊	面 版	該当記事の見出し
「昭和十八年 新聞紙処分簿」記載内容										
著訳者 題名	発行日附 号数	処分 月日	発行地 (所)名	納本 申報ノ 区別	手配 要領	摘要				
(1) 読売報知	9月13日 第23949号	9月12日	(東京)	納本	警視庁 鈴木 指導的	1P “鳥取の震災御診念、 (災害記事扱不当)	有	9月13日 朝刊	一面 七版	「鳥取の震災御診念 畏し、小倉 侍從御差遣」
(2) 毎日新聞	9月12日 第23134号	9月12日	(東京)	納本	警視庁 清水	2P “水道に頼らぬ用意…、 (災害記事扱誇大)	無	(9月12日 夕刊四版 朝刊八版)		
(3) 神奈川新聞	9月14日 第617号	9月14日	横浜市	納本	神奈川 県 小田倉 指導的	2鳥取の罹災者へ (災害記事扱大ニ過ギルモノ)	有	9月14日 朝刊	二面 版不 明	「鳥取の罹災者へ同情の雨を降 らせ 関東震災の報恩は今！」
(4) 朝日新聞 神戸版	9月15日 第22255号	9月17日	大阪市	納本	大阪府 松浦	3震禍に美し任侠の心 (災害記事扱不当)	有	9月15日 朝刊	三面 九版	「震禍に美し任侠の心 挺身する他所もの 安藤内相談」
(5) 朝日新聞	9月13日 第20647号	9月12日	(東京)	納本	警視庁 清水	死者672名 (鳥取/災害ヲ扱フモノニシテ発 表外記事)	有	9月13日 朝刊	二面 八版	「被害状況」
(6) 香川日日 新聞	9月14日 第17800号	9月16日	高松市	納本	香川県 六車	2全壊の自宅から御尊影を奉還 災禍のうちに逞しい復興の息吹 (右同(災害記事大))	無	(9月14日 朝刊 版記載なし)		(社説「香川春秋」に鳥取地震に 関する記述)
(7) 毎日新聞	9月15日 第24137号	9月14日	(東京)	納本	警視庁 清水	1鳥取震災若々と復旧進捗 (扱大)	有	9月15日 夕刊	一面 四版	「鳥取震災 若々と復旧進捗 内相、閣議に情況報告」
(8) 朝日新聞	9月15日 第20649号	9月14日	(東京)	納本	警視庁 橋詰	1鳥取震禍に御教示 (災害記事扱大)	無	(9月15日 朝刊八 版)		
(9) 毎日新聞	9月15日 第21720号	9月18日	大阪市	納本	大阪府 浜口	3震禍の体験は教ふ (右同(災害記事扱大))	無	(9月15日 夕刊四版 朝刊九 版)		
(10) 毎日新聞	9月15日 第21720号	9月18日	大阪市	納本	大阪府	“町内に貯水池が必要、 (災害記事扱ナルモ過大)	無	(9月15日 夕刊四版 朝刊九 版)		
(11) 西日本新聞	9月15日 第399号	9月18日	福岡市	納本	福岡府	“役立った防空訓練、 (右同(災害記事扱ナルモ過大))	有	9月15日 朝刊	三面 十版	「役立った防空訓練 震禍を空襲 に生かせ 雄々しく起る鳥取市 現地語る安藤内相」
(12) 東京新聞	9月17日 第350号	9月16日	(東京)	納本	警視庁 濃邊	4鳥取震災に発揮した特有の任侠 精神 (扱大)	有	9月17日 朝刊	四面 五版	「鳥取震災に発揮した 特有の 任侠精神」 「(小屋掛興行の伝統」という口絵 写真付き)
(13) 朝日新聞	9月15日 第22255号	9月14日	(大阪)	申報	大阪府 松田	“震禍に美しい任侠の心内 安藤内相の実験談、 (内相出張ニ飛行機使用暴露)	有	9月15日 朝刊	三面 九版	「震禍に美し任侠の心 挺身する他所もの 安藤内相談」
(14) (厳重) 毎日新聞	9月12日 第713号 (※誤記 か)	9月1日 (※誤 記か)	大阪市	申報	大阪府 堀	2亀裂に湧地下水 本社員余震と地鳴の中を突破 (鳥取災害記事ノ不掲載処分 ノモノ掲載)	無	(9月12日 夕刊四版 朝刊八 版)		
(15) 東京新聞	9月20日 第353号	9月19日	(東京)	納本	警視庁 内川	2、敢然劫火に体当 (震災記事扱大)	有	9月20日 夕刊	二面 二版	「敢然劫火に体当り 日頃の腕前見せた家庭防空詳」

備考 発行地(所)名の()は、筆者が付記したもの。
(1)～(15)は、「新聞紙処分簿」の記載順に付した。

京版九月一三日「IP鳥取の震災御軫念」、(4)朝日新聞・神戸版九月一五日「3震禍に美し任侠の心」がある。この二例は、いずれも届け出方法が納本となっている。(1)は処分月日(九月一三日)が発行日(九月一三日)に先行しており、(4)は発行日(九月一五日)後が処分月日(九月一七日)となっている。これは、新聞社の所在地と検閲課の所在地(東京)との距離によって生じる時間差と考えられる。

では、発行された記事はどのような内容になっていたのだろうか。(1)の該当記事は、「鳥取の震災御軫念 畏し、小倉侍従御差遣」という見出しで、九月一三日の朝刊一面の上段に掲載されている。内容は、昭和天皇が侍従である小倉倉次を鳥取へ派遣することを決定し、一二日に小倉侍従が東京を出発したというものである。(4)の該当記事は、「震禍に美し任侠の心 挺身する他所もの 安藤内相談」という見出しで、九月一五日の朝刊三面に掲載されている。内容は、安藤紀三郎内務大臣が鳥取の被災地視察から帰京後、一四日に行われた閣議後、内務省で発表した談話を紹介したものである(後述)。これらの記事は、皇室、閣僚の動向を扱ったものであり、「災害記事」ではないと判断されたのではないかと考えられる。

②「災害記事扱大」とされたものは、次の五例である。

- (3) 神奈川新聞九月一四日「2鳥取の罹災者へ」
- (7) 毎日新聞・東京版九月一五日「1鳥取震災着々と復旧進捗」
- (11) 西日本新聞九月一五日「役立った防空訓練」
- (12) 東京新聞九月一七日「4鳥取震災に發揮した 特有の任侠精神」
- (15) 東京新聞九月二〇日「2敢然劫火に体当」

(3)は、発行日と処分月日が同日(九月一四日)であり、実際の記事は「鳥取の罹災者へ同情の雨を降らせ 関東震災の報恩は今!」という見出しで、朝刊二面の上段左側に掲載され、関連する小見出しも確認される。内容は、鳥取の被災者への救援を呼びかけるものである(後述)。

(7)は、発行日(九月一五日)、処分月日(九月一四日)となっているが、該当の記事が一五日の夕刊(一四日夕方発行)であることから、発行日と処分月日は同日であると考えられる。この記事は「鳥取震災 着々と復旧進捗 内相、閣議に情況報告」という見出しで、夕刊一面の下段に掲載されている。内容は、安藤内務大臣が九月一四日の閣議において鳥取視察の報告をおこなったというものである。

(11)は、処分月日が九月一八日であり、発行の三日後となっている。記事は、「役立った防空訓練 震禍を空襲に生か

せ 雄々しく起上る鳥取市 現地語る安藤内相」という見出しで、朝刊三面の右上段に掲載されている。記事は、安藤内務大臣の顔写真付きで、関連見出しとして武島一義鳥取県知事の放送や、九州地方からの救援物資等の送付に関する記事も見られる。内容は、安藤内務大臣が九月一四日の閣議後に記者団に発表したものである。

(15)は、(7)と同様に実際の記事は夕刊で確認されるので、発行日と処分月日が九月一九日と同日であると考えられる。記事は「敢然劫火に体当り 日頃の腕前見せた家庭防空群」という見出しで、鳥取市民の消火活動を紹介している。続く小見出しでは、特派員記者による鳥取市の町内会での取材内容が掲載される(後述)。

③「鳥取災害記事の不掲載処分もの掲載」については、(14)が該当する。これは、大阪府警察部から報告されたものである。この事例については、記載されている号数⁽¹¹⁾を参考に、九月一二日付の毎日新聞夕刊四版、朝刊九版を確認したが、該当記事は見られなかった。⁽¹²⁾「摘要」には、「2.亀裂に湧地下水本社員余震と地鳴りの中を突破」とあり、鳥取の被害状況を取材した記事であると考えられる。この事例は、「新聞紙処分簿」の枠外に「嚴重」と記入されており、嚴重注意の対象となったことが推察される。

次の事例④「鳥取災害を扱うものにして発表外の記事」

および⑤「内相出張に飛行機使用暴露」からは、検閲処分による記事内容の変化を確認することができる。

④「鳥取災害を扱うものにして発表外の記事」とされた(5)朝日新聞(東京版)九月一三日「死者六七二名」の記事は、見出しとしては確認できない。結論的に言えば、この記事は、朝刊二面の下段に「被害状況」という見出しで掲載されている。以下に記事を引用する。

被害状況 鳥取県警察部に達した十一日午後四時現在における被害状況は次の通り

鳥取市 住宅全壊三、八〇〇戸半壊二、二九六戸、負傷一、五九七人、出火点一二箇所焼失家屋一六〇戸、附近町村(気高郡、岩美郡、八頭郡、東伯郡の一部) 住宅全壊一、〇一五戸、半壊八八九戸、国民学校全焼四戸、負傷一〇五人、出火点二箇所、焼失家屋七戸(鳥取)

この記事からは、死亡者の人数に関する情報は見られない。情報源は、鳥取県警察部が一一日午後四時に行った発表である。これについて、日本銀行金融研究所所蔵の「鳥取市震災関係綴」⁽¹³⁾に、同様の発表を記録したものがあ

十一日午後四時鳥取県当局発表ニヨレバ鳥取市住家
一万戸ノ内全壊二千八百戸、半壊二千三百戸、焼失
百六十戸、死者六百五名、負傷者千六百名、附近町
村住家全壊千戸、半壊二千九百戸、焼失七戸、死者
六十七名、負傷者百五名

この記録から、市内の死亡者六〇五名、付近町村の死亡者六七名であることが分かる。(5)の「摘要」に記された「死者六七二名」は、これを合算した数値であると推測され、おそらくこの合算した数値を記事にしようとしたが、検閲課からの注意処分を受け、実際の記事では、死亡者数に関する記述を削除したものとと思われる。

⑤「内相出張に飛行機使用暴露」は、(13)「震禍に美しい任侠の心内 安藤内相の実験談」の見出し記事に関する事例である。実際の記事では、見出しの表記は「震禍に美しい任侠の心 挺身する他所も 安藤内相談」となっており、朝刊三段の中段に掲載されている。この記事は、安藤内務大臣が九月一四日の閣議後に、鳥取視察の談話を発表したもので、飛行機使用の記述は見られない。「新聞紙処分簿」のなかでは、何件か「閣僚の飛行機使用の暴露」といった同様の理由での処分が行われている。閣僚の飛行機使用については記事にしないという基準があったと考えられる。

この記事は、九月一四日に大阪府警察部から報告を受けて、頒布前に削除を行ったものと考えられる。なお、この記事は(4)の該当記事と同じのものである。つまり、九月一四日に大阪府警察部からの報告により「内相の飛行機使用暴露」が指摘され、その後九月一七日に「災害記事扱不当」の指摘が行われるという経緯をたどっていることが分かる。

以上、処分理由別に確認した事例を小括しておく。まず、「新聞紙処分簿」をもとに該当する新聞記事を探したところ、該当記事が確認されるものは九件、記事が確認できないものは六件であった。処分理由では、「災害記事扱大」が最も多く、処分理由と新聞記事の対照によって、新聞記事の情報削除を推測できる事例は、「鳥取災害を扱うものにして発表外の記事」「内相出張に飛行機使用暴露」の二例であった。では、これらの記事は具体的に何を報じているのか。次節では、「新聞紙処分簿」との照合によって見えてきた新聞記事の内容に注目して、分析を行う。

二一三 一九四三年鳥取地震の報じられ方

本節では、新聞に報道された記事から、一九四三年鳥取地震がどのように報道されているか、次の三点に注目して確認していく。

第一は「関東地方で発行された新聞の記事」、第二は「安藤内務大臣に関する記事」、第三は「地震発生後の消火活動に注目した記事」である。

第一として、「神奈川新聞」(表)③の記事を見てみる。

鳥取の罹災者へ同情の雨を降らせ 関東震災の報恩は今！

鳥取市を中心とした山陰地方の大地震は関東大震災に比すべくもないが、現地よりの一報ごとにその震禍が明瞭となり二十年前身を以て同じ災厄を経験した本県民に『あの日』の思ひ出を生々しく追想させている、鳥取市民を始め罹災者は灰燼の街と化した焼土の上に立つて、早くも力強い復興への再建譜を奏でているが、われらは二十年前の大震災に鳥取県民から遙かに寄せられた有形無形の同情と義捐を忘れることは出来ない、満月せう条たる焦土に家もなく食もなく着の身着のま、で彷徨した『あの痛ましかりし数日』かの後に遠く山陰地方から米が復興資材が、見舞金、医療品が船載され、貨車積となつて県下の罹災地に到着した、あの時の感激を、あの喜びをどうして忘れ得やうぞ、われらは二十年後の今日、われらと同じ災禍の中にある鳥取地方の人々に限りない同情を禁じ得ない、

あの時の報恩は今だ、好意に酬ゆる好意の返礼は今だ、横浜市では一戸から十銭宛の義捐金を送るといふ、横浜市民だけの報恩では相済みぬ、全県下から義捐金の雨を降らそう、神奈川県民は忘恩の徒ではない冬近く鳥取地方へ温い同情を寄せやうではないか

この記事は、関東大震災(一九二三年九月一日)の回想を中心に、鳥取への「好意の返礼」として義援金を募る内容となっている。記事では「二十年」という言葉が三度登場する。当時(一九四三年)は、関東大震災の発生から二〇年にあたり、また偶然ではあるが、鳥取の地震も九月発生であることから、「奇しくも二〇年」という意識が働いたものと思われる。

このほか、小見出しで「目に浮ぶ米俵の山 関東震災の時鳥取から到着 牛尾さん感謝の義捐」との記事があり、こちらも関東大震災の際に鳥取から届いた米の精米に関する回想である。

もう一つは「東京新聞」(表)⑫である。

鳥取震災に發揮した 特有の任侠精神

鳥取に震災のあつた日、鳥取駅前にはサーカス団が小屋がけしてゐたが、あの地震でサーカスの親分が亡くな

り、曲芸師や象使ひの子供たちも圧死した、残された一座の人々は悲みの中にも涙ばかり流してゐる時ではないと進んで罹災者を多数小屋を開放して千人ばかりも収容下であらうか、俱利伽羅紋々の若い人々が骨身惜まず他所ものといふ気分もなく世話してゐるのには感心した、そこで心ばかりの御札心にも金を包んだところが「われ／＼は頼まれて世話してゐるんではありません、損得離れて出来るだけのことをしてゐるんですから」とどうしても受取つて呉れない、そこで香典として霊前に供へることにして漸く受取つて貰つたが、日本人にはこの任侠の心が誰にもあるといふことを沁々□つた」……これは過日震災地視察から帰京した安藤内相の言である（※引用者注：□は判読不能箇所）

内務大臣を感激させたこの任侠曲馬団は木下サーカスで、団長は木下行治、初日を翌日に控へて、旅館に帰つて夕食を撰つてゐる所をこの災禍に遭つたもので、気の毒な犠牲者は団長以下六名、このほかに数名の負傷者を出してゐるが、残余の団員がこの致命的痛手にも怯まずに起ち上り、任侠を謡はれるやうな美挙に出たのは全く伝統精神によるもの、やうで、去る大正十二年の大震災にも、当時青森県下に興行してゐた同

サーカスがこの報に接するや否や当時の団長木下唯介氏（行治氏の兄）は遽かに興行を打切つて東京に急行、芝山内に商売物の大天幕を張つて罹災民収容に當つたといふ歴史も持つてゐるのである

この定まつた小屋といふものを持たず、一年中を旅の仮寝に過ごして津々浦々を従業して歩く小屋掛け見世物は先般大日本興行協会の有力な一部門となり、演劇部、映画部と並んで仮設興行部の名の下に全国的に統制され時局に鑑みての活動を行ふ事になつたが、今の機会に小屋掛け興行の伝統と現状を調べると次のやうである

仮設興行の団体は九十八あり、これを分類すると

曲馬（一七） 軽業（一一） 猿大芝居（四） レヴュー

（九） 人形芝居（三） 猛獸使ひ（四） 地獄極楽十戒（五）
鼠や山雀等の小禽獸（四） 少女舞踊や一寸法師（二）
女相撲（四） ロクロ首等の小物珍物（三十三） 衛生

博覧会等となり、この興行者数は全国で六百に及んでゐるが、以上の分類のうち目下緊急の事柄として組上に上げられてゐるものに、既に上野動物園や大阪の天王寺公園等では処分された猛獸類を、ではどうするかといふ問題がある（続）

この記事は、前半に「安藤内務大臣の鳥取視察後の談話」を紹介し、そこに登場するサーカス団（鳥取で興行予定中に被災）の関東大震災当時の活動に触れ、さらに全国で移動して諸興行を行う団体を紹介し、これらの団体が飼育している猛獣類の殺処分の実行が緊急の課題である、と述べている。

これらの二紙は、「鳥取地震」を見出しに掲げ、紙面上も大きく扱ったことで、「災害記事扱大」という検閲の注意処分を受けている。しかし、実際の記事を読むと、地震の被害状況に関する報道というよりも「鳥取地震が想起させる事柄」を中心とする内容であることが指摘できる。

第二は、安藤内務大臣を報じた記事についてである。これは、複数の新聞（朝日新聞（大阪版）、毎日新聞（東京版）、西日本新聞、東京新聞）で取り扱われ、一九四三年鳥取地震をめぐる報道のなかでも、大きなニュースであったものと思われる。

安藤内務大臣に関する報道は、鳥取視察の動静を報じたものと、帰京後の九月一四日に発表された閣議後の談話に大別される。ここでは九月一四日の談話について、「西日本新聞」の記事（表）⁽¹⁾ から見ていきたい。

役立った防空訓練 震禍を空襲に生かせ 雄々しく
起上る鳥取市 現地語る安藤内相

余震堪えぬ米子鳥取間二十五里の悪路を超え十時間の強行軍を続けた安藤内相は天災を克服して早くも郷土復興に雄々しく立ちあがった武島知事以下県民を激励罹災者を懇切に見舞った後十三日夕刻帰京したが、十四日の閣議で被害状況を報告、続いて記者団に左の如く現地の模様を語った

現地での話しによると鳥取地方は今年の三月にも相当の強震があり、更に今回の地震発生直後には温泉が濁り、温度も上昇して地質の異変が感ぜられたといふことだ、倒壊家屋が予想外に多かつたのも三月の強震で家屋がゆるんでゐた為ではないかと考へられる、

地震発生の時刻は丁度夕食頃であつたので多くの人が家屋内にあつたため人命に相当の被害を生んで真に気の毒な次第、全然事前に予測出来ない点で地震と空襲は根本的に相違があるが、被害状況は共通点があり日頃の防空訓練が負傷者救出や防火活動に大ひに役立つ点もあり、この経験を空襲に活かすことが今後の宿題だと思ふ、罹災民も決戦下の国民として如何なることにも屈しない覚悟が十分出来てゐた、少しの動揺もなく肉親を喪ひ家屋財産を失つた悲しみを胸に秘めて

雄々しく復興に立ち上つた姿を見、また隣接府県当局でも食糧物資の提供、救援隊の派遣など隣保相助の美しい様子を見て頼もしく思つた、

かうした場合に接して特に痛切に感じたことは被害地向つた救援隊が何れも被害地へ急行することだけを考へて準備なしで出発し途中道路や溝の崩壊した個所**にぶつつかつてどうにも出来ず立往生したやうな事例もあつたやうだ、かういふ点は今後大いに考へなければならぬ問題だと思ふ**

この談話⁽¹⁷⁾は、「三月に発生した鳥取沖地震の影響で被害が大きい」「防空訓練が役立つたので、地震の経験（今後予想される）空襲に活かす」「罹災民は動揺しておらず、他府県からの救援も行われている」「救援隊は十分な準備して被災地に入ること」といったことを伝えている。この発表は、管見の限り政府関係者の鳥取視察の報告として最も早いものであり、また内務大臣の発表であることから注目されたものと思われる。こうした状況のなかで「被災地の状況が安定している」、「地震の経験を空襲に活かす」という趣旨の発信をおこなっていることは興味深い。この談話に見られる「地震と空襲」との関連づけについては、鳥取における消火活動への注目という形でも現れた。

最後に、第三の「地震発生後の消火活動に注目した記事」に関する「東京新聞」（表）(15)の記事である。

鳥取地震にこの教訓【鳥取市にて河本、武井特派員**発**】

震災は警報なき空襲、一瞬にして千余の生命を奪ひ、二千五百を損傷し莫大な財貨を烏有に帰した、空襲必至だ、かゝる緊迫した情勢下に、災害地住民が日頃の訓練を実戦に生かして体当りで劫火にぶつつかり救護、連絡その他に獅子奮迅した有りの儘の姿を伝へると共に、銃後一億が防空必勝の誓ひを固める好個のよすがともしよう、以下は震災と同時に現地に急行し余煙なほ燻り、余震頻々たる現地を東奔西走して囊中に納めた記者らの、地震則空襲の現地報告である――

敢然劫火に体当り 日頃の腕前見せた家庭防空群
これが数年前の訓練なき市民であつたら恐らく全市は
焼野原となつたであらうとは、現地軍官民の一致した意見であつた、字義通りアツといふ間もなかつた、
一万戸のうち全壊六千戸、残余は半壊といふかの関東
大震災にも勝る惨状を呈しながら、火災による焼失家
屋二百戸といふ厳たる事實は如上の意見を立派に裏書

さして余りあるものではな(か脱カ)らうかまた発火個所が十二ヶ所であつたといふことの裏には自己の生命を擲つて消火に努めた市民の隠れた決死的作業があつた、ぐら／＼とまた震動と同時に大部分の市民は戸外に飛び出したが次の瞬間頭上からのしかゝる倒壊家屋の中に飛び込んで敢然と火元に挺身したのであつた(丁度その頃多くの家庭では夕餉の支度中であつた)ために死者の数も尠からず増したといはれるが、これらの市民の胸中には、火事は大事に至らぬ前に消せ、といふ防空訓練の教訓が脈々波打つてゐたのだかくて一般市民の消火作業は平素の訓練通り上々の出来栄であつた、然し当時の一般状況はどうであつたか、最初の激動と同時に全市の水道は断絶した、両側から倒れかゝつた家屋のために、道路は閉塞した、電信、電話切断のため連絡は一時途絶した、そこへ火が出た、市には○台の常設ガソリンポンプの外、警防団○ヶ分団にそれ／＼配置されたポンプがあつたが、然し奈何せん、道路閉塞の為行動の自□□□□は上水道断水のため水の補給を断たれてゐるのだ、かかる極度の悲観的諸条件のもとで消防署員、警防団員はくづれた瓦を踏みくだし、倒れた梁を跳び越えて火元に突進したが、この間約廿分乃至一時間、よく劫火を喰ひとめ

たのは実に外ならぬ家庭防空群であつた、以下殊勲の防空群の活動状況二つ、三つを紹介する

全員バケツ送水 瓦投げで延焼を防止(後略)

「東京新聞」は、鳥取に特派員を派遣して取材を行ったが、この記事の続きでは、鳥取市内の三町の人物に、消火活動の様子を取材している。また、地震が関東大震災に匹敵する規模であるにも関わらず、焼失家屋が比較的少なかった理由として、町内会単位の消火活動が成功したことをあげている。断水によつて消火がままならない消防署員、警防団員が、火元に到着するまでの間をつないだのは、「家庭防空群」町内会であつたという話である。

以上、三点に注目して紹介した記事について、簡単にまとめておきたい。まず、これらの記事は、鳥取地震そのものよりも「鳥取地震から想起させる事柄」が記事の中心となつてゐること。関東地方の新聞では「関東大震災から二〇年」として、関東大震災を想起している点が特徴的である。さらに、一九四三年鳥取地震に対する関心は、「地震と空襲」という観点に集中しており、「防空訓練の成果」や「今後の空襲対策」として注目されたことが分かった。

おわりに

本稿では戦時下災害の報道統制のあり方を分析するため、一九四三年鳥取地震を事例に、「新聞紙処分簿」に記録された検閲の具体的な様相を検討した。さらに、その対象となった新聞記事は、一九四三年鳥取地震をどのように報じているのかを見てきた。これによって、次の点が明らかになった。

第一に、新聞検閲については、実際に発行された記事を確認したことで、何が検閲の対象となったのかを明らかにすることができたこと。また、「検閲処分」のうち、指摘箇所の修正や削除を経て掲載される事例も確認されたこと。第二に、「新聞紙処分簿」における処分理由が「震災記事扱大」という扱いとなっている場合でも、実際の記事を確認すると、内容の骨子が必ずしも「鳥取地震を扱った記事」ではないという事例も見られたこと。これは、「新聞紙処分簿」に見られる姿勢が、多分にマニュアル化された検閲業務であったことに起因するものと考えられる。

第三に、処分対象となった記事の事例で、これらを見ていくと、一九四三年鳥取地震そのものではなく「鳥取地震が想起させる事柄」への関心が高いことが分かった。特に関東地方の新聞では「関東大震災から二〇年」という視点

で、関東大震災を回想する記事が見られた。

第四に、一九四三年鳥取地震への関心は、「防空訓練の有効性」であり被災地の消火活動の情報であった。地震を今後の空襲対策¹⁸⁾に役立てるという、「地震と空襲」という視点に集中している点である。空襲への連想は、戦時体制に規定された関心である。この方向性は、『鳥取県震災小誌』や被災地域の新聞においても見られた。¹⁹⁾ 戦時体制下で発生した一九四三年鳥取地震の最大の特徴である。

【補足】

戦時体制下の災害報道に対する内務省検閲課の方針は、本稿で述べたように、関係機関の通達からも見るができる。

一九四三年鳥取地震以降であるが、一九四四年一月四日「各種災害に関する報道取締の件」（警保局検発甲第一三号）という文書がある（粟屋憲太郎・中園裕編『戦時新聞検閲資料 第十二巻』現代史料出版、一九九七年、『新聞紙取締資料原案書類―原本無題―』収録）。

これは、内務省警保局検閲課長から警視庁特高部長、大阪府警察局長、各府県警察部長に宛て、一〇月三十一日付で「各種災害に関する報道取締要領」として出されている。地震に関連する項目を中心に、簡単に紹介しておきたい。まず、災害の区分として「風

水害其ノ他氣象關係并ニ地震ニ基ク災害」「火災」「火薬庫、瓦斯槽其ノ他ノ爆発事故ニ依ル災害」「鉞(礮)山ニ於ケル災害」「鉄道、軌道、船舶其ノ他交通事故ニ依ル災害」があり、区分ごとに取締要領が決められた。空襲については別に「国土防衛(除軍防衛)ニ関スル記事取締判定要領」が定められていたようである。地震に関する「要領」は、つぎのようなものである。

二、要領

イ 風水害其ノ他氣象關係并ニ地震ニ基ク災害

- (一) 災害状況、被害程度、復旧又ハ救護ノ状況等ノ記事、写真ノ掲載差支ナキモ被害程度ニ付テハ当局ノ発表若ハ記事資料ニ依ルコトトシ各社ノ単ナル観測ヲ以テ取扱ヲ為サザルコト

(二) 氣象關係ノ禁止制限事項ニ抵触スルコトナキ様注意スルコト

この後、「ロ 火災」「ハ 火薬庫、瓦斯槽其ノ他ノ爆発事故ニ依ル災害」「ニ 鉞山ニ於ケル災害」「ホ 鉄道、軌道、船舶其ノ他交通事故ニ依ル災害」の要領が掲載されている。内容に大きな違いは見られないが、写真の掲載は「災害現場に関する写真は避けて、救護の状況に関するものに止める」とされ地震等の場合よりも制限されている。

このほか、「一、方針」には、興味深い記述が見られる。

各種災害ニ関スル報道取締ノ件

一、方針

イ 各種災害ニ関スル報道ニ付テハ軍ノ機密事項、既発ノ禁止制限事項又ハ取締上特ニ指示スル事項ニ抵触セザル限り之ガ報道ヲ認ムルコト但シ誇大刺激的ニ亘ラザル様留意スルコト

ロ 記事、写真ノ取扱ニ当リテハ災害ノ大小又ハ直接関係アル新聞紙ト然ラザルモノト間ニ等差ヲ附スルハもちろんナルモ一面前線ニ於ケル後顧ノ憂、一班民心不安等ノ醸成又ハ対外的ニ我国力ノ低下ヲ推知セシムルガ如キ悪影響ノ生ズルコトアルヲ考慮シテ濫リニ過大ニ流レザルト共ニ他面事実ノ報道ヲ不必要ニ制圧スルガ如キコトナキ様注意シ報道ノ適正ヲ期スルコト

イは、掲載禁止の方針を示したものであるが、「誇大刺激的ニ亘ラザル様」という部分は、一九四四年東南海地震に関する「勤務日誌」の指導内容にも同じ表現である。また、ロでは「被災地の新聞と被災地以外の新聞では、等差を付ける」「過大に報道してはならないが、事実の報道を不必要に制圧してはならない」と述べられる。また、「三、備考」では、新たに災害報道の禁止制限が必要であれば内務省に申し出ること、災害の情報については、流言を防止し、正確な報道が

ノ／拡大／災害記事拡大／災害記事扱ナルモ過大」など、記入した担当者で異なるが、同内容であると判断した。

- (10) これについては、「検閲課の処分により不掲載」、地方紙については「検閲課に納本された版」以降に、不掲載となった可能性が考えられる。前節で述べた新聞検閲の流れに関わることであるが、今後の検討課題としておきたい。

- (11) 「新聞紙処分簿」に記載された号数が「七二三」となっており、誤記と思われる。なお、毎日新聞（大阪版）九月二日は、二二七一八号である。また、処分月日も「九月一日」と記載されており、不明な点が多い。

- (12) 処分月日によっては、検閲処分の結果（記事削除）であると考えられるが、(11)で述べたように正確な日付は不明である。
- (13) 日本銀行松江支店の「小平書紀」による記録。小平は一九四三年九月一二日から鳥取へ出張を行い、金融機関の被害を中心に、鳥取県の発表や市内の状況を記録している。

- (14) 『鳥取県震災小誌』によると、安藤が飛行機を使用したのは往路のみである。東京から県西部の米子市へ空路で向かったと書かれている。

- (15) 記事では「既に上野動物園や大阪の天王寺公園等では処分された猛獣類」と述べられている。上野動物園での猛獣類の処分は一九四三年夏頃から行われており、記者にとって「最近の話題」であったことが推測される。

- (16) 検閲処分の対象記事ではないが、神奈川新聞、香川日日新聞なども、鳥取視察に関する動静を報じる記事が確認される。

- (17) なお、この記事では述べられていないが、この談話には鳥取で興行予定であったサーカス団の活躍に言及し、その「任侠心」を評するくだりがあったと考えられる。東京新聞、朝日新聞の記事では、それに触れて「任侠心」を見出しとする記事を作成している。

- (18) 先行研究での土田宏成の指摘に重なるが、一九四三年の時点では、まだ本格的な都市空襲は行われていなかった。

- (19) 拙稿「新聞報道と雑誌にみる鳥取大震災」（『鳥取県立公文書館研究紀要 第八号』）。

【参考文献】

- ・北原糸子 『日本災害史』吉川弘文館、二〇〇六年
- ・北原糸子 『日本震災史』筑摩書房、二〇一六年
- ・木村怜欧 『戦争に隠された「震度七」一九四四東南海地震 一九四五三河地震』二〇一四年、吉川弘文館
- ・土田宏成 『近代日本の「国民防空」体制』二〇一〇年、神田外語大学出版会

- ・土田宏成 『総力体制下の日本の自然災害—敗戦前後を中心に—』史学会編 『災害・環境から戦争を読む』（二〇一五年、山川出版社）
- ・土田宏成 『帝都防空 戦争・災害・テロ』二〇一七年、吉川弘文

館

・保立道久、成田龍一 監修 『日本列島地震の2000年史 津波、噴火』(二〇一三年、朝日新聞出版)

・荻野富士夫 『特高警察体制史』せきた書房、一九八四年

・中園 裕 「昭和戦前・戦中期の新聞検閲制度と報道規制概観」

栗屋憲太郎・中園裕編 『戦時新聞検閲資料 別冊』現代史料出版、

一九九七年

・内川芳美編 『マス・メディア統制』みすず書房、一九七五年

・鶴飼信成編 『講座 日本近代法発達史』勁草書房、一九五八―一九六

七年

・大日方純夫 「内務省の検閲と第二次世界大戦前日本の出版文化」

鈴木登美編 『検閲・メディア・文学』新曜社、二〇一二年

年